## 特別委員 東京大学大学院 神野直彦 教授の意見

神野特別委員にご指導いただいた内容を事務局で文書にして 神野先生の了解を得たもの

## 【森づくりについて】

富山県は森づくり条例を検討するということだが、高知市でも里山保全条例を造って里山整備を行っているので参考にしてもらいたい。

森林の重要性を県民に考えていただくことが大切である。森と水は日本の稲作文化に密接にかかわってきたものである。インドでは 8000 年以上も前から水田を通じて水の循環を考えてきており、この循環の中で森も重要な役割を果してきた。アラビア半島はもともと緑豊かな土地であったが、連作で砂漠化してしまった。今回の取組みも森と水をセットにして考えていく必要がある。

## 【財源について】

財源の検討にあたっては、いくつかの案を出して検討する必要がある。他の 方法で無理ということを検証した上で、最後に課税案ということになるので あろう。

国民は税負担そのものというよりも、その使い途に関心がある。三重県でもアンケートを取っているが、水をきれいにすることについては賛成であるし、そのための負担に応じると言っている。

水源税も考えられるが、水道事業者を納税者にするなら強固に反対するであるう。

負担の程度は、他県の例から、徴収額が1人500円程度とすると総額2~3億円程度の税額から言えば、大きな負担や収入があるものでないが、森を守るうというシンボル的なものであり、更に経費が嵩むのであれば協調的に一般財源を投入するのも良いかと思う。

いくつかの県で導入が進んでいる森林環境税はシンボル的な意味で、県民みんなで森を良くしようという、いわば緑の羽根募金的なものと理解する。

森林環境税を単独の目的税にするのか、県民税の超過課税にするのかという問題もあるが、新たな事業をやるから税を増やすというようなことが基本であり、使い途を良く考える必要がある。

森林環境税を「目的税」とすると特定財源扱いとなることから、財政原則から好ましくない。道路目的税もそうだが、必要性がなくなっても事業をやり続けるということになってしまう。

一方、各県が行っている県民税の超過課税方式は「目的税」ではないが、使 途目的を示し、通常の税率を上げて一般財源を増加させ、その中から森林対 策経費を確保するものである。

行政運営の面からも、森林環境税により森林所管部署と税所管部署が協調した総合行政となり、様々な連携が取られることから良いことと思う。

## 【他県の参考例】

埼玉県に在住していることから、埼玉県の検討会(埼玉県みどりの環境税制を検討する委員会:委員長)に加わっていたが、平地林の整備のほかに山間部の森林整備要求も根強く、調整が必要であった。

森の実態が住民から見えないと理解が得られにくい。神奈川県が良い例で、 県民から山が良く見えないために森に対しての理解が乏しく、税額について 反対にあって何度も練り直しを行っている。

高知県は、県民から山が良く見えるので反対は無かった。また、最初に税金があって、その後で使い途を考えたやり方であった。